

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	燃料交換機機上操作卓のmast格納操作押しボタンスイッチに接点動作不良が認められたため、当該押しボタンスイッチを交換	G III	
2	2号機	廃棄物処理建屋中央操作室内空調機本体の結露水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
3	3号機	復水前置ろ過器点検保守用チェーンブロック装置の点検において、当該装置の組立て部品に著しい劣化が認められたため、当該部品を交換	G III	
4	3号機	復水前置ろ過器（B）の点検において、モジュール押さえ板を外した際、モジュール掴み具に割れ（2箇所）が認められたため、当該掴み具を交換	G III	
5	3号機	第2給水加熱器（B・C）ドレンレベル調整弁の点検において、弁体及びシートリングに浸食が認められたため、当該部品を修理	G III	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）のディーゼルエンジン用燃料油入口圧力指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧力指示計を交換	G III	
7	3号機	第24保全サイクル用保全計画書の添付資料確認作業において、「気体廃棄物処理系排ガス粒子フィルタ（A、B）」の開放点検に対する検査名の記載漏れが認められたため、当該保全計画書を改訂及び対応検討	G II	
8	3号機	タービン建屋2階の換気空調系給気ファン室内に敷設されている配管下部の床面において、タバコの吸殻（1本）が発見されたため、対応検討	G II	
9	4号機	タービン建屋2階換気空調系機械室入口前の工事用機材仮置表示（1枚）に期限切れが認められたため、対応検討（発電所特別パトロール気付き事項）	G II	
10	5号機	コントロール建屋2階中央制御室入口トイレの排水配管より洗浄水のリーク（3秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	対象外	
11	6号機	可燃性ガス濃度制御系（A）冷却水出入口ベント弁（計2台）の下部保温材への塩分析出により、海水リークの痕跡が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
12	集中環境施設	廃棄物処理エリア排風機（B）の出口ダンパ駆動部の点検において、開閉動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該ダンパ駆動部を修理	G III	
13	集中環境施設	高温焼却炉設備操作室制御盤に設置されている直通電話機に通話不能が認められたため、当該電話機及び通信回線を点検・修理	G III	